

訴 状

平成20年7月1日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一 印

〒063-0832

札幌市西区発寒12条11丁目1-7

原 告

〒060-0061

札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階

前田尚一法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 前 田 尚 一

電 話 011-261-6234

F A X 011-261-6241

被 告 北 海 道

同 代 表 者 知 事 高 橋 は る み

被 告 市

同 代 表 者 市 長

〒

北海道 市.....

登記簿上の住所 市..... (別紙物件目録 19 の土地)

市..... (別紙物件目録 3 , 6 , 7 ,
15 , 18 の土地)

被 告 X 1

〒

北海道 市.....

登記簿上の住所 市..... (別紙物件目録 22 , 23 ,
24 , 25 の土地)

被 告 X 2

〒

北海道 市.....

被 告 X 3

〒

北海道 市.....

被 告 X 4

〒

北海道 市.....

被 告 X 5

〒

北海道 市.....

登記簿上の住所 市..... (別紙物件目録 8 , 9 ,
10 , 13 , 14 の土地)

	被	告	X	6
〒				
	北海道	市.....		
	登記簿上の住所	市.....	(別紙物件目録3, 6, 7	の土地)
	被	告	X	7
〒				
	北海道	市.....		
	登記簿上の住所	市.....	(別紙物件目録1, 4,	11, 12, 16の土地)
	被	告	X	8

更正登記手続等請求事件

訴訟物の価額 8万7745円

(140,010 + 35,481) × 1/2 = 87,745.5

ちょう用印紙額 1000円

送達料 3万1000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告X8は、原告に対し、別紙物件目録1記載の土地について、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8141号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X8の持分12分の11とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

- 2(1)被告X1は、原告に対し、別紙物件目録2記載の土地について、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8140号の所有権移転登記を、
錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X1の持分12分の1とする
所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- (2)被告 市、被告X8は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。
- 3(1)被告X1は、原告に対し、別紙物件目録3記載の土地について、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8140号の所有権移転登記を、
錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X1の持分12分の1とする
所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- (2)被告X7、被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。
- 4 被告X8は、原告に対し、別紙物件目録4記載の土地について、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8141号の所有権移転登記を、
錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X8の持分12分の1とする
所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- 5(1)被告X1は、原告に対し、別紙物件目録5記載の土地について、被告X1は、
原告に対し、別紙物件目録3記載の土地について、地方法務局 支局昭和
48年10月27日受付第8140号の所有権移転登記を、錯誤を原因とし
て、原告の持分12分の1、被告X1の持分12分の1とする所有権移転登
記に更正登記手続をせよ。
- (2)被告 市、被告X8は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。
- 6(1)被告X1は、原告に対し、別紙物件目録6記載の土地について、被告X1は、
原告に対し、別紙物件目録3記載の土地について、地方法務局 支局昭和
48年10月27日受付第8140号の所有権移転登記を、錯誤を原因とし
て、原告の持分12分の1、被告X1の持分12分の1とする所有権移転登
記に更正登記手続をせよ。
- (2)被告X7、被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

- 7(1) 被告X1は、原告に対し、別紙物件目録7記載の土地について、被告X1は、原告に対し、別紙物件目録3記載の土地について、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8140号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X1の持分12分の1とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- (2) 被告X7、被告 市は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。
- 8(1) 被告X6は、原告に対し、別紙物件目録8記載の土地について、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8142号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X6の持分12分の1とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- (2) 被告 市は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。
- 9(1) 被告X6は、原告に対し、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8142号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X6の持分12分の1とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- (2) 被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。
- 10(1) 被告X6は、原告に対し、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8142号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X6の持分12分の1とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- (2) 被告 市は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。
- 11 被告X8は、原告に対し、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8141号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X8の持分12分の1とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。
- 12 被告X8は、原告に対し、地方法務局 支局昭和48年10月27日受付第8141号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分の1、

被告X8の持分12分の11とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

13(1)被告X6は、原告に対し、地方法務局 支局昭和48年10月27日
受付第8142号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分12分
の1、被告X6の持分12分の11とする所有権移転登記に更正登記手続をせ
よ。

(2)被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

14(1)被告X6は、原告に対し、別紙物件目録14記載の土地について、地方法
務局 支局昭和48年10月27日受付第8142号の所有権移転登記を、
錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X6の持分12分の11とす
る所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2)被告 市は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

15(1)被告X1は、原告に対し、別紙物件目録15記載の土地について、被告X1は、
原告に対し、別紙物件目録3記載の土地について、地方法務局 支局昭
和48年10月27日受付第8140号の所有権移転登記を、錯誤を原因とし
て、原告の持分12分の1、被告X1の持分12分の11とする所有権移転登
記に更正登記手続をせよ。

(2)被告X8、被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

16(1)被告X8は、原告に対し、別紙物件目録16記載の土地について、地方法
務局 支局昭和48年10月27日受付第8141号の所有権移転登記を、
錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X8の持分12分の11とす
る所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2)被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

17(1)被告X1は、原告に対し、別紙物件目録17記載の土地について、地方法
務局 支局昭和48年10月27日受付第8140号の所有権移転登記を、
錯誤を原因として、原告の持分12分の1、被告X1の持分12分の11とす
る所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2) 被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

18(1) 被告X1は、原告に対し、別紙物件目録18(2)記載の土地について、地方法務局支局昭和48年9月1日受付第6612号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分8分の1、被告X1の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2) 被告北海道は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

19(1) 被告X1は、原告に対し、別紙物件目録19記載の土地について、地方法務局支局昭和48年9月1日受付第6612号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分8分の1、被告X1の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2) 被告X2、被告X3、被告X4及び被告X5並びに被告X4は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

20(1) 被告X1は、原告に対し、別紙物件目録20記載の土地について、地方法務局支局昭和48年9月1日受付第6612号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、原告の持分8分の1、被告X1の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2) 被告X2、被告X3、被告X4及び被告X5並びに被告X4は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

21(1) 被告X2は、原告に対し、別紙物件目録21記載の土地について、地方法務局支局昭和49年7月15日受付第4778号の所有権移転登記登記を、錯誤を原因として、原告の持分8分の1、被告X2の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2) 被告市は、原告に対し、前項の更正の登記について承諾せよ。

22(1) 被告X2は、原告に対し、別紙物件目録22記載の土地について、地方法務局支局昭和49年7月15日受付第4778号の所有権移転登記登記を、錯誤を原因として、原告の持分8分の1、被告X2の持分8分の7とする

所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2)被告 市は，原告に対し，前項の更正の登記について承諾せよ。

23(1)被告X2は，原告に対し，別紙物件目録23記載の土地について， 地方法務局 支局昭和49年7月15日受付第4778号の所有権移転登記登記を，錯誤を原因として，原告の持分8分の1，被告X2の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2)被告北海道は，原告に対し，前項の更正の登記について承諾せよ。

24(1)被告X2は，原告に対し，別紙物件目録24記載の土地について， 地方法務局 支局昭和49年7月15日受付第4778号の所有権移転登記登記を，錯誤を原因として，原告の持分8分の1，被告X2の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2)被告北海道は，原告に対し，前項の更正の登記について承諾せよ。

25(1)被告X2は，原告に対し，別紙物件目録25記載の土地について， 地方法務局 支局昭和49年7月15日受付第4778号の所有権移転登記登記を，錯誤を原因として，原告の持分8分の1，被告X2の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2)被告北海道は，原告に対し，前項の更正の登記について承諾せよ。

26(1)被告X2は，原告に対し，別紙物件目録26記載の土地について， 地方法務局 支局昭和49年7月15日受付第4778号の所有権移転登記登記を，錯誤を原因として，原告の持分8分の1，被告X2の持分8分の7とする所有権移転登記に更正登記手続をせよ。

(2)被告北海道は，原告に対し，前項の更正の登記について承諾せよ。

27 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 請求の原因

1 (以下「 」という。)と (以下「 」という。)は夫婦である。

被告X1(以下「被告X1」という。), A(以下「A」という。), 被告X2(以下「被告X2」という。), 被告X6(以下「被告X6」という。), B(以下「B」という。), C(以下「C」という。), 被告X8(以下「被告X8」という。), 原告は, と の子である。

2 の相続(略)

3 の相続(略)

4 よって, 原告は, 各土地についての持分権に基づき(本件土地1ないし17については12分の1, その余の土地については8分の1」という。), 請求の趣旨記載のとおり判決を求める。

5 被告らに対する求釈明 - 予備的請求について

(1) 以上のとおり, 被告X1, 同X2, 同X6, 同X8は, 又は の所有に属していた土地について, 又は が死亡した際, 原告が加わって行われた遺産分割協議が存在しないのに, 当該土地について単独相続による所有権移転登記手続を経由した後, 後記のとおり, その全部又は一部を転売したところ, 上記被告らに対する更正に係る請求が認容される場合において, その転得者又はその相続人である被告らにつき, 固有の主張が採用され, いずれかに対する承諾に係る請求が認容されないときは, 原告は, 当該土地についての持分権を喪失することに確定することとなり, 当該土地について単独相続による所有権移転登記手続をした被告は, 原告に対し, 不法行為に基づく損害賠償義務又は不当利得返還義務を負うこととなる。

- ア 被告X1は、被告 市に対し、平成15年7月25日付けで本件土地2
を売り渡した。
- イ 被告X1は、被告X7（以下「被告X7」という。）に対し、昭和48年
12月20日付けで本件土地3を売り渡した。
- ウ 被告X1は、被告 市に対し、平成15年7月25日付けで本件土地5
を売り渡した。
- エ 被告X1は、被告X7に対し、昭和48年12月20日付けで本件土地6
を売り渡した。
- オ 被告X1は、被告X7に対し、昭和48年12月20日付けで本件土地7
を売り渡した。
- カ 被告X6は、被告 市に対し、平成16年7月28日付けで本件土地8
を売り渡した。
- キ 被告X6は、被告北海道に対し、平成16年7月28日付けで本件土地9
を売り渡した。
- ク 被告X6は、被告 市に対し、平成16年7月28日付けで本件土地10
を売り渡した。
- ケ 被告X6は、被告北海道に対し、平成16年7月28日付けで本件土地13
を売り渡した。
- コ 被告X6は、被告 市に対し、平成16年7月28日付けで本件土地14
を売り渡した。
- サ 被告X1は、被告X8に対し、昭和57年8月29日付けで本件土地15を
売り渡した。
- シ 被告X8は、被告北海道に対し、平成16年8月9日付けで本件土地16を
売り渡した。
- ス 被告X1は、被告北海道に対し、平成15年7月25日付けで本件土地17
を売り渡した。

セ 被告X 1 は、被告北海道に対し、平成3年7月25日付けで本件土地18を
売り渡した。

ソ 被告X 1 は、Dとの間で、昭和49年3月6日付けで本件土地19を交換し
た。

タ 被告X 1 は、Dとの間で、昭和49年3月6日付けで本件土地20を交換し
た。

チ 被告X 2 は、被告 市に対し、平成9年8月28日付けで本件土地21を
売り渡した。

ツ 被告X 2 は、被告 市との間で、昭和49年8月25日付けで本件土地
22を交換した。

テ 被告X 2 は、被告北海道に対し、平成2年12月26日付けで本件土地23
を売り渡した。

ト 被告X 2 は、被告北海道に対し、昭和50年3月25日付けで本件土地24
を売り渡した。

ナ 被告X 2 は、被告北海道に対し、昭和50年3月25日付けで本件土地25
を売り渡した。

ニ 被告X 2 は、被告北海道に対し、平成9年8月28日付けで本件土地26を
売り渡した。

(2)原告の損害額又は損失額を算定するに当たっては、当該土地の取引価格をも
って基礎とし、そのため、当時の被告北海道又は被告 市の買収価格を参考
にするのが適切であると考えられるが、現時点で判明していない。

そこで、次のとおり、釈明を求める。

ア 被告X 1、被告 市に対し、本件土地2、5の各売買代金額を釈明し、
これを裏付ける資料を提出すること。

イ 被告X 7、被告北海道に対し、本件土地3、6の各売買代金について、釈

明を求めるとともに、これを裏付ける資料を提出すること。

ウ 被告× 7 , 被告 市 に対し、本件土地 7 の売買代金額を釈明し、これを裏付ける資料を提出すること。

エ 被告× 6 , 被告 市 に対し、本件土地 8 , 1 0 , 1 4 の各売買代金額を釈明し、これを裏付ける資料を提出すること。

オ 被告× 6 , 被告北海道 に対し、本件土地 9 , 1 3 の各売買代金額を釈明し、これを裏付ける資料を提出すること。

カ 被告× 8 , 被告北海道 に対し、本件土地 1 5 , 1 6 の各売買代金額を釈明し、これを裏付ける資料を提出すること。

キ 被告× 1 , 被告北海道 に対し、本件土地 1 7 , 1 8(1)の各売買代金額を釈明し、これを裏付ける資料を提出すること。

ク 被告× 2 , 被告 市 に対し、本件土地 2 1 , 2 2 の各売買代金額を釈明し、これを裏付ける資料を提出すること。

ケ 被告× 2 , 被告北海道 に対し、本件土地 2 3 ないし 2 6 の各売買代金額を釈明し、これを裏付ける資料を提出すること。

第 3 本件に至る経緯

原告は、本件に関して、平成 1 7 年 9 月 2 2 日、 簡易裁判所に調停を申し立てたが（平成 1 7 年(ノ)第 2 2 号 甲 4 1 , 4 2 ）、不調となったところ、相手方であった被告らは、時効に係る主張をしていたもようである（甲 4 0 ）。

時効については、被告らから、具体的に特定された主張がされた後に反論する。

証 拠 方 法

甲 1 ~ 2 6 (枝番あり)	登記簿 , 閉鎖登記簿
甲 2 7 ~ 3 5	戸籍謄本 , 除籍謄本
甲 3 6 ~ 3 9	評価証明書
甲 4 0	通知書
甲 4 1	調停申立書
甲 4 2	報告書

添 付 書 類

1 訴状副本	1 0 通
2 訴訟委任状	1 通
3 甲第 1 ~ 4 2 号証 (一部枝番あり)	各 1 0 通

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 1
地 目 宅地
地 積 6 3 . 3 1 m²
- 2 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 2
地 目 原野
地 積 3 5 m²
- 3 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 6
地 目 原野
地 積 4 4 m²
- 4 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 9
地 目 宅地
地 積 5 5 . 6 0 m²
- 5 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 1 1
地 目 宅地
地 積 2 6 . 3 3 m²
- 6 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 1 6
地 目 原野

地積 4 2 m²
7 所在 市.....
地番 1 3 4 番 1 7
地目 原野
地積 5 . 3 8 m²
8 所在 市.....
地番 1 3 4 番 1 8
地目 原野
地積 2 . 1 2 m²
9 所在 市.....
地番 1 3 4 番 1 9
地目 原野
地積 1 4 7 m²
10 所在 市.....
地番 1 3 4 番 2 0
地目 原野
地積 0 . 4 2 m²
11 所在 市.....
地番 1 3 4 番 2 1
地目 宅地
地積 4 . 0 3 m²
12 所在 市.....
地番 1 3 4 番 2 2
地目 宅地
地積 1 . 0 1 m²
13 所在 市.....

地 番 1 3 4 番 2 3
地 目 原野
地 積 1 4 m²
14 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 2 4
地 目 原野
地 積 5 . 6 0 m²
15 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 2 5
地 目 宅地
地 積 1 0 . 5 0 m²
16 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 2 6
地 目 宅地
地 積 1 1 . 3 6 m²
17 所 在 市.....
地 番 1 3 4 番 2 8
地 目 畑
地 積 2 9 6 m²
18 (1) 所 在 市.....
地 番 8 番 1
地 目 公園
地 積 7 5 8 9 7 m²
(2) 所 在 市.....
地 番 8 番 2
地 目 公園

- 地積 1 1 3 1 1 m²
- 19 所在 市.....
地番 8 番 5
地目 山林
地積 1 3 4 8 m²
- 20 所在 市.....
地番 8 番 3 6
地目 山林
地積 1 5 m²
- 21 所在 市.....
地番 9 番 1
地目 山林
地積 1 2 8 3 m²
- 22 所在 市.....
地番 9 番 2
地目 公衆用道路
地積 2 8 0 m²
- 23 所在 市.....
地番 9 番 3
地目 公園
地積 8 2 m²
- 24 所在 市.....
地番 9 番 4
地目 公衆用道路
地積 3 4 6 m²
- 25 所在 市.....

	地 番	9 番 5
	地 目	公衆用道路
	地 積	1 0 4 m ²
26	所 在	市.....
	地 番	9 番 6
	地 目	山林
	地 積	8 5 m ²

登 記 目 録

- 1 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8141号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続
所有者 X 8
- 2 (1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8140号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続
所有者 X 1
- (2) 地方法務局 支局 平成15年8月19日受付第5459号所有権移転
原因 平成15年7月25日売買
所有者 市
- (3) 地方法務局 支局 平成16年8月27日第5207号所有権移転
原因 平成16年8月20日売買
所有者 X 8
- 3 (1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8140号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続
所有者 X 1
- (2) 地方法務局 支局 昭和53年8月9日受付第5542号所有権移転
原因 昭和48年12月20日売買
所有者 X 7
- (3) 地方法務局 支局 平成16年8月27日受付第5193号所有権移転
原因 平成16年7月28日売買
所有者 北海道
- 4 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8141号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続

所有者 X 8

5 (1) 地方法務局 支局 昭和 4 8 年 1 0 月 2 7 日受付第 8 1 4 0 号所有権移転

原因 昭和 4 4 年 1 1 月 1 4 日相続

所有者 X 1

(2) 地方法務局 支局 平成 1 5 年 8 月 1 9 日受付第 5 4 5 9 号所有権移転

原因 平成 1 5 年 7 月 2 5 日売買

所有者 市

(3) 地方法務局 支局 平成 1 6 年 8 月 2 7 日受付第 5 2 0 7 号所有権移転

原因 平成 1 6 年 8 月 2 0 日売買

所有者 X 8

6 (1) 地方法務局 支局 昭和 4 8 年 1 0 月 2 7 日受付第 8 1 4 0 号所有権移転

原因 昭和 4 4 年 1 1 月 1 4 日相続

所有者 X 1

(2) 地方法務局 支局 昭和 5 3 年 8 月 9 日受付第 5 5 4 2 号所有権移転

原因 昭和 4 8 年 1 2 月 2 0 日売買

所有者 X 7

(3) 地方法務局 支局 平成 1 6 年 8 月 2 7 日受付第 5 1 9 3 号所有権移転

原因 平成 1 6 年 7 月 2 8 日売買

所有者 北海道

7 (1) 地方法務局 支局 昭和 4 8 年 1 0 月 2 7 日受付第 8 1 4 0 号所有権移転

原因 昭和 4 4 年 1 1 月 1 4 日相続

所有者 X 1

(2) 地方法務局 支局 昭和 5 3 年 8 月 9 日受付第 5 5 4 2 号所有権移転

原因 昭和 4 8 年 1 2 月 2 0 日売買

所有者 X 7

(3) 地方法務局 支局 平成 1 6 年 8 月 2 7 日受付第 5 1 9 4 号所有権移転

原因 平成16年7月28日売買

所有者 市

8(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8142号所有権移転

原因 昭和44年11月14日相続

所有者 X6

(2) 地方法務局 支局 平成16年8月27日受付第5196号所有権移転

原因 平成16年7月28日売買

所有者 市

9(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8142号所有権移転

原因 昭和44年11月14日相続

所有者 X6

(2) 地方法務局 支局 平成16年8月27日受付第5195号所有権移転

原因 平成16年7月28日売買

所有者 北海道

10(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8142号所有権移転

原因 昭和44年11月14日相続

所有者 X6

(2) 地方法務局 支局 平成16年8月27日受付第5196号所有権移転

原因 平成16年7月28日売買

所有者 市

11 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8141号所有権移転

原因 昭和44年11月14日相続

所有者 X8

12 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8141号所有権移転

原因 昭和44年11月14日相続

所有者 X8

- 13(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8142号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続
所有者 X6
- (2) 地方法務局 支局 平成16年8月27日受付第5195号所有権移転
原因 平成16年7月28日売買
所有者 北海道
- 14(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8142号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続
所有者 X6
- (2) 地方法務局 支局 平成16年8月27日受付第5196号所有権移転
原因 平成16年7月28日売買
所有者 市
- 15(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8140号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続
所有者 X1
- (2) 地方法務局 支局 昭和57年9月1日受付第5515号所有権移転
原因 昭和57年8月29日売買
所有者 X8
- (3) 地方法務局 支局 平成16年12月7日受付第7508号所有権移転
原因 平成16年8月9日売買
所有者 北海道
- 16(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8141号所有権移転
原因 昭和44年11月14日相続
所有者 X8
- (2) 地方法務局 支局 平成16年12月7日受付第7508号所有権移転
原因 平成16年8月9日売買

所有者 北海道

17(1) 地方法務局 支局 昭和48年10月27日受付第8140号所有権移転

原因 昭和44年11月14日相続

所有者 X 1

(2) 地方法務局 支局 平成15年8月19日受付第5461号所有権移転

原因 平成15年7月25日売買

所有者 北海道

18(1) 地方法務局 支局 昭和48年9月1日受付第6612号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X 1

(2) 地方法務局 支局 平成3年7月26日受付第3860号所有権移転

原因 平成3年7月25日売買

所有者 北海道

19(1) 地方法務局 支局 昭和48年9月1日受付第6612号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X 1

(2) 地方法務局 支局 昭和49年6月15日受付第4139号所有権移転

原因 昭和49年3月6日交換

所有者 D

(3) 地方法務局 支局 平成6年11月18日受付第6712号所有権移転

原因 平成6年10月25日相続

所有者 X 4

20(1) 地方法務局 支局 昭和48年9月1日受付第6612号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X 1

(2) 地方法務局 支局 昭和49年6月15日受付第4139号所有権移転

原因 昭和49年3月6日交換

所有者 D

(3) 地方法務局 支局 平成6年11月18日受付第6712号所有権移転

原因 平成6年10月25日相続

所有者 X4

(4) 地方法務局 支局 平成9年9月5日受付第5515号所有権移転

原因 平成9年8月28日売買

所有者 北海道

21(1) 地方法務局 支局 昭和49年7月15日受付第4778号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X2

(2) 地方法務局 支局 平成9年9月29日受付第5978号所有権移転

原因 平成9年8月28日売買

所有者 市

22(1) 地方法務局 支局 昭和49年7月15日受付第4778号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X2

(2) 地方法務局 支局 昭和49年8月20日受付第5598号所有権移転

原因 昭和49年8月5日交換

所有者 市

23(1) 地方法務局 支局 昭和49年7月15日受付第4778号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X2

(2) 地方法務局 支局 平成3年1月10日受付第112号所有権移転

原因 平成2年12月26日売買

所有者 北海道

24(1) 地方法務局 支局 昭和49年7月15日受付第4778号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X2

(2) 地方法務局 支局 昭和50年4月14日受付第2345号所有権移転

原因 昭和50年3月25日売買

所有者 北海道

25(1) 地方法務局 支局 昭和49年7月15日受付第4778号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X2

(2) 地方法務局 支局 昭和50年4月14日受付第2345号所有権移転

原因 昭和50年3月25日売買

所有者 北海道

26(1) 地方法務局 支局 昭和49年7月15日受付第4778号所有権移転

原因 昭和46年3月20日相続

所有者 X2

(2) 地方法務局 支局 平成9年9月5日受付第5512号所有権移転

原因 平成9年8月28日売買

所有者 北海道